

随意契約理由書

件 名	神戸海洋博物館昇降機改修工事
契 約 の 相 手 方	三菱電機ビルソリューションズ株式会社 関西支社
根 拠 法 令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項(第2号)に該当

随意契約の理由

本工事は、神戸海洋博物館に設置されている昇降機の機器(制御・モーター装置・かご内装・扉等)更新にかかる工事である。

本工事は、既設神戸海洋博物館施設の建築構造体の改修ができないため、基本構造体を既設再使用する工事であり、新機器類と既存設備とを一体のシステムとして機能させ、安全の性能保証ができる既存のメーカーである上記業者でなければ不可能である。

よって上記業者と随意契約を締結する。

担 当 部 署 (問 合 せ 先)	港湾局工務課設備係	(電話番号:078-595-6320)
------------------------	-----------	---------------------